石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画　概要

行動計画作成の趣旨

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。そこで、国では、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。石狩市においても新型インフルエンザ等の発生に備え、態勢を整備するため石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するものとします。

基本方針

●1. 目的と戦略

・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

●2. .発生段階の取扱い

【未 発 生 期 】新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海 外 発 生 期 】海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【国内発生早期】国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【国 内 感 染 期 】国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
【小　康　期　】新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

●3. 主要項目

（1）実施体制
（2）情報提供・共有
（3）予防・まん延防止
（4）予防接種
（5）医療
（6）市民生活及び市民経済の安定の確保
※各項目の対策については、上記「2. 発生段階」ごとに記述する。

●4. 実施上の留意点

・国や道、指定（地方）公共機関等との連携
・基本的人権の尊重
・危機管理としての特措法の性格
・関係機関相互の連携の確保
・記録の作成、保存

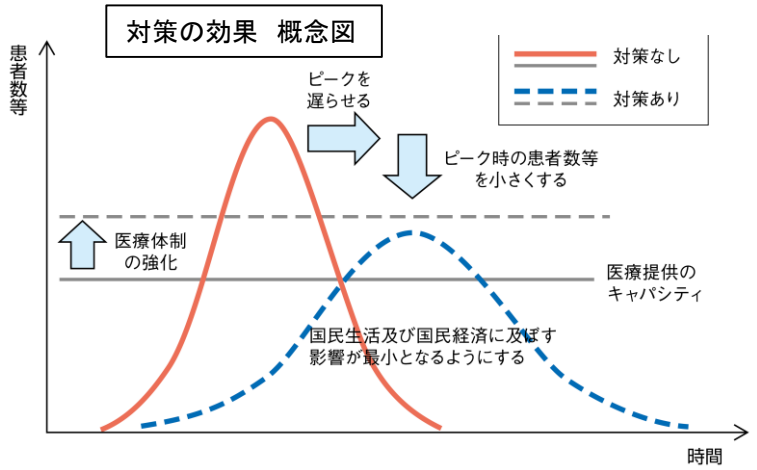

被害想定

項目		石狩市	北海道	全国
医療機関受診者数		約6,000人～約12,500人	約55万9千人～約107万5千人	約1,300万人～約2,500万人
中程度（ｱｼﾞｱ・ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ程度の致死率0.53%）	入院患者数	約250人	約2万3千人	約53万人
	死亡者数	約80人	約7千人	約17万人
重度（ｽﾍﾟｲﾝｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ程度の致死率2.0%）	入院患者数	約930人	約8万6千人	約200万人
	死亡者数	約300人	約2万8千人	約64万人

※国勢調査（H22）の人口により、政府行動計画の被害想定を基に試算

●5. 発生段階ごとの対策（概要）

★は緊急事態宣言がされている場合の対策です。

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的	・発生に備えた体制の整備 ・国や道、国際機関等からの情報収集等による、発生の早期確認	・国内発生の遅延と早期発見 ・国内発生に備えた体制の整備	・国内での感染拡大の抑制 ・患者への適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える	・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・市行動計画の作成 ・体制の整備及び国や道等との連携強化	・体制強化等 ・国の新型インフルエンザ等対策本部設置に伴い、市行動計画に基づく事前準備	・警戒体制会議の開催 ・国の方針に沿った基本的対処方針の決定 ★市対策本部の設置		・緊急事態解除宣言による対策の縮小、中止 ・緊急事態解除宣言による市対策本部の廃止 ・対策の評価、見直し
情報提供・共有	・継続的な情報提供 ・体制整備等 ・相談窓口の設置準備	・相談窓口の設置 ・相談窓口の体制充実、強化 ・市民に対しての情報提供 ・国や道等との情報共有			・相談窓口の体制の縮小
予防・まん延防止	・個人における対策の普及 ・地域対策、職場対策の周知 ・道等からの要請に応じた水際対策への協力	・感染症危険情報の周知等	・市民、事業所等への基本的な感染対策等の勧奨	・感染拡大防止策の実施	・国の見直しを市民に周知
予防接種	・特定接種、住民接種の準備 ・国や道等と連携したワクチンに関する情報収集及び接種体制の構築	・住民接種の具体的な接種体制の構築 ・特定接種の実施	・住民接種（新臨時接種）の実施及び情報提供 ★住民接種の広報、相談 ★住民接種（臨時の予防接種）の実施		・流行の第二波に備えた住民接種（新臨時接種）の継続 ★流行の第二波に備えた住民接種（臨時の予防接種）の継続
医療	・医療に関して国及び道等からの要請に応じ、適宜協力				
市民生活及び市民経済の安定の確保	・業務継続計画等の作成への協力 ・物資供給の要請等への協力 ・要援護者への生活支援の体制準備 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等 ・食料品、生活必需品の備蓄等の啓発	・遺体の安置場所の確保 ・事業者への周知の協力 ・要援護者への生活支援 ・市民、事業者への呼びかけ ・遺体の火葬 ★電気、ガス、水の安定供給			★緊急事態措置の縮小、中止等